

平成29年6月28日

株 主 各 位

大阪府中央区本町3丁目6番4号

岩谷産業株式会社

代表取締役会長
兼 C E O 牧野明次

第74回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第74回定時株主総会において、次のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項
1. 第74期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
本件は、上記連結計算書類等の内容を報告いたしました。
 2. 会計監査人及び監査役会の第74期連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記連結計算書類の監査結果を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、配当金は1株につき8円と決定いたしました。

第2号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、当社普通株式5株につき1株の割合で併合することなどを決定いたしました。

なお、平成29年5月12日開催の取締役会で決議いたしました単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）および本株式併合などの効力発生日は、平成29年10月1日です。

第3号議案 取締役4名選任の件

本件は、取締役に山本裕、稲田和正、田井中秀喜、大川格の4氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件
本件は、原案どおり当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について、承認可決されました。

第5号議案 退任代表取締役に対する特別功労金贈呈の件
本件は、原案どおり退任代表取締役野村雅男氏に対する特別功労金の贈呈について、承認可決されました。

以 上

配当金のお支払いについて

本株主総会の決議によりまして、期末配当金は1株につき8円と決定し、平成29年6月29日からお支払いいたします。

1. 配当金の振込先を指定されていない株主様へのお支払いについて

配当金の振込先を指定されていない株主様には「期末配当金領収証」を同封いたしました。全国いずれのゆうちょ銀行、郵便局でもお受取りいただけますほか、銀行等の口座へのご入金もできます。

2. 配当金の振込先をご指定の株主様へのお支払いについて

配当金の振込先をご指定の株主様には、「期末配当金計算書」及び「配当金振込先ご確認のご案内」を同封いたしましたのでご確認ください。

以 上

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式とすることです。今回、当社では、単元株式数を100株に変更することに併せて、5株を1株に併合することを予定しております。

Q 3. 単元株式数変更、株式併合の目的を教えてください。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて当社株式につき、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合を行います。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないですか。

株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有する当社株式の資産価値に影響を与えることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有株式数は株式併合前の5分の1となりますが、1株当たりの資産価値は5倍となります。また、株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q 5. 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また議決権は株式併合後のご所有株式数100株につき1個となります。株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合は、端数株式の全てを当社が一括して売却処分し、または自己株式として買取り、端数株式が生じた株主様に対し、その処分代金または買取り代金を、端数株式の割合に応じてお支払いいたします。また、効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。

Q6. 受け取る配当金額は、どうなるのでしょうか。

株主様が所有する当社株式数は株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生後
にあつては、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく
予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取
配当金総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式に
つきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q7. 株式併合後でも単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。

株式併合後においても、単元未満株式の買増し制度や買取り制度をご利用いただけます。
具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を
作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q8. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

具体的なスケジュールは、以下のとおり予定しております。

平成29年6月28日	定時株主総会
平成29年9月26日	1,000株単位での売買最終日
平成29年9月27日	100株単位での売買開始日
平成29年10月1日	単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日
平成29年12月上旬頃	端数株式処分（買取）代金の支払開始

Q9. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

特に必要な手続きはございません。

(お問い合わせ先)

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある
証券会社または下記株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部
〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
電話 (0120) 094-777 (通話料無料)
受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝日を除く)